

まちづくり局産業部産業総務課

議案第9号 和歌山市発明館条例を廃止する条例の制定について

議案第10号 和歌山市発明館運営基金条例を廃止する条例の制定  
について

## 1. 経緯

平成16年度の包括外部監査及び平成19年度の外部評価において、発明館廃止の方向性の提案があり、検討の結果、平成21年3月31日をもって和歌山市発明館を廃止する条例（案）を12月議会に提案します。

なお、現在、発明館で実施している事業については、継続。

- ① 市民の発明意欲の高揚を図り、産業の発展に寄与する事業である。
- ② 少年少女に科学的なものの見方や考え方を養い、創造性豊かな人間形成を図るための事業である。

そのため、「勤労者総合センター」及び、「こども科学館」等を使用し継続する方向で進めています。

## 2. 費用対効果

財政削減効果として、当初予算額と比較し平成21年度で約1,800万円、平成22年度以降では、約3,000万円の削減を見込んでいます。

事業については、基金を充当し継続することで閉館後も充実を図ってまいります。

# 平成20年12月補正について

◎直川用地公共施設区画の埋蔵文化財発掘調査費

平成20年12月議会資料

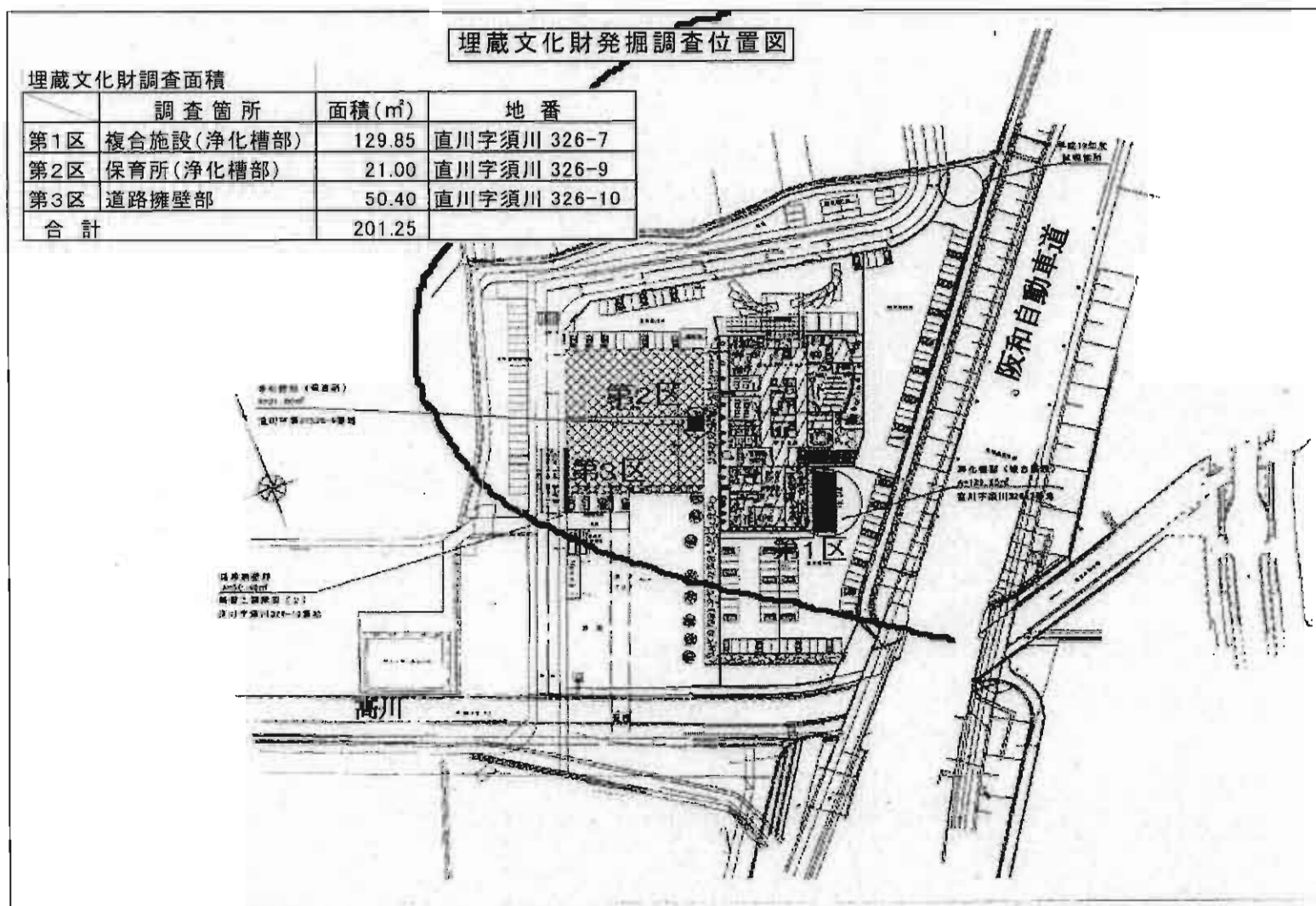
産業部 企業立地課

## 【内容】

- ・埋蔵文化財発掘調査費 1,805,000円 ※参考 8,969円/㎡
- ・発掘面積 201.25㎡

## 【補正の必要性】

直川用地公共的施設区画は、平成21年度より工事着工の予定であり、用地の一部が田屋遺跡の区域内にあり、複合施設、道路、保育所用地内の一部で調査が必要となります。なお、この区画の工事をスムーズに運ぶためにも、当課が取りまとめ下記の図面のとおりに発掘調査を一括して行うものです。



平成20年12月上程議案

指定管理者の指定について

| 議案番号   | 施設の名称                     | 団体の名称                     | 指定期間                  | 選定方法 |
|--------|---------------------------|---------------------------|-----------------------|------|
| 議案第25号 | 和歌山市勤労者総合センター             | 財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター | 平成21年4月1日から平成24年3月31日 | 非公募  |
| 議案第26号 | 和歌山市四季の郷公園<br>(緑花果樹苑に限る。) | 有限会社四季の郷                  | 平成21年4月1日から平成24年3月31日 | 非公募  |
| 議案第27号 | 和歌山自然観察の森                 | 有限会社四季の郷                  | 平成21年4月1日から平成24年3月31日 | 非公募  |
| 議案第28号 | 和歌山市営片男波海水浴場駐車場           | 片男波海水浴場管理運営委員会            | 平成21年4月1日から平成24年3月31日 | 非公募  |
| 議案第29号 | 和歌山城                      | 財団法人和歌山市都市整備公社            | 平成21年4月1日から平成24年3月31日 | 非公募  |
| 議案第30号 | 和歌山公園駐車場                  | 財団法人和歌山市都市整備公社            | 平成21年4月1日から平成24年3月31日 | 非公募  |
| 議案第31号 | 和歌山東公園                    | 財団法人和歌山市都市整備公社            | 平成21年4月1日から平成24年3月31日 | 公募   |

# 平成20年度 12月補正 未利用地対策事業

まちづくり局都市整備部街路課

未利用地対策事業(都市計画道路松島本渡線)

## 1 事業概要

| 事業名     | 取得年月日     | 面積      | 取得金額        | 所在地                 |
|---------|-----------|---------|-------------|---------------------|
| 松島本渡線用地 | 平成7年5月31日 | 566.47㎡ | 77,110,727円 | 鳴神1002番地の1<br>(雑種地) |

## 2 12月補正案

歳 出 (和歌山市土地開発公社から買戻し)

| 節       | 説明      | 金額       | 積算基礎                                                                   |
|---------|---------|----------|------------------------------------------------------------------------|
| 委託料     | 測量登記委託料 | 200千円    | 測量登記 200,000円                                                          |
| 工事請負費   | 街路工事請負費 | 3,003千円  | 駐車場施設 3,003,000円                                                       |
| 公有財産購入費 | 土地購入費   | 90,814千円 | 用地費 77,110,727円<br>利息 11,389,778円<br>事務費 2,313,321円<br>合 計 90,813,826円 |
| 街路事業費合計 |         | 94,017千円 |                                                                        |



## 事故概要報告

(長町公園での物損事故)

### 1. 発生日時

平成20年8月26日(火) 10時50分頃

### 2. 発生場所

和歌山市東長町9丁目8番地 長町公園内

### 3. 相手方住所氏名

(車輛所有者)  
和歌山市榎原66番地の2  
山内 弘美 (やまうち ひろみ)

### 4. 事故発生状況等

平成20年8月26日10時50分頃、和歌山市東長町9丁目8番地、長町公園内を乗用草刈機で草刈を行っていた際、乗用草刈機が弾いた石が、長町公園東側にあるパーキングエリアに駐車中の乗用車の助手席側窓ガラスに当たり、窓ガラスが破損するという事故が発生しました。

### 5. 事後経過

損害賠償金の一切として22,590円で円満示談解決済み  
(内訳)  
車輛所有者へ 22,590円 (車輛修繕料)

1 改正の趣旨

卸売市場法の一部改正で卸売業者の事業活動に関する規制が緩和されたことに伴い、卸売業者が委託手数料の率を設定し、市長に届け出る制度とするため。

2 改正の概要

(1) 委託手数料以外の報償の収受の禁止の一部改正（第 44 条関係）

「第 56 条」を「第 56 条第 1 項」に改める。

(2) 受託契約約款の一部改正（第 45 条関係）

「委託手数料に関する事項」を追加する。

(3) 仕切り及び送金の一部改正（第 55 条関係）

「第 56 条で」を「第 56 条第 1 項に」に改める。

(4) 委託手数料の率の改正（第 56 条関係）

卸売業者が、より自由な競争環境の下で自らの創意工夫による経営革新を行える環境を整えることができ、自らの取扱高、集荷力、経営状況に見合った委託手数料の徴収を行うことを可能とするための委託手数料の率の改正

## 和歌山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

和歌山市中央卸売市場業務条例（昭和49年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第44条中「第56条」を「第56条第1項」に改める。

第45条第3項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

### （9）委託手数料に関する事項

第55条第1項中「第56条で」を「第56条第1項に」に改める。

第56条を次のように改める。

#### （委託手数料の率）

第56条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料は、卸売金額に卸売業者が定める率（以下「委託手数料の率」という。）を乗じて得た金額とする。

- 2 卸売業者は、委託手数料の率を定め、又は変更しようとするときは、規則で定めるところによりあらかじめ市長に届け出なければならない。
- 3 委託手数料の率を定める対象その他必要な事項は、規則で定める。
- 4 卸売業者は、規則で定める期間は、委託手数料の率を変更することができない。ただし、第7項の規定により市長が委託手数料の率の変更を命じたとき、又は特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 5 卸売業者は、第2項の規定により委託手数料の率を届け出たときは、その委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所における掲示等の方法により、委託者に周知しなければならない。
- 6 市長は、第2項の規定による届出を行う卸売業者に対し、届出に係る委託手数料の率が卸売業者の財務及び業務の運営に与える影響その他必要な事項について説明を求めることができる。
- 7 市長は、委託手数料の率が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるとき、その他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の率の変更を命ずることができる。

### 附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市中央卸売市場業務条例（以下「改正後の条例」という。）第56条第2項の規定による届出及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第45条及び第56条の規定の例により行うことができる。

和歌山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(委託手数料以外の報償の収受の禁止)</p> <p>第44条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第56条第1項に規定する委託手数料以外の報償を受けてはならない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>(委託手数料以外の報償の収受の禁止)</p> <p>第44条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第56条に規定する委託手数料以外の報償を受けてはならない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>(受託契約約款)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>委託手数料に関する事項</u></p> <p>(10)～(13) 略</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>(受託契約約款)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9)～(12) 略</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>4 略</p> <p>(仕切り及び送金)</p> <p>第55条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価(せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。)、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の5パーセントに相当する金額(当該委託者の責めに帰すべき理由により第60条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の5パーセントに相当する金額)、控除すべき第56条第1項に規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、その特約の期日までに送付しなければならない。</p> <p>2 略</p> | <p>4 略</p> <p>(仕切り及び送金)</p> <p>第55条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価(せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。)、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の5パーセントに相当する金額(当該委託者の責めに帰すべき理由により第60条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の5パーセントに相当する金額)、控除すべき第56条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、その特約の期日までに送付しなければならない。</p> <p>2 略</p> |

(委託手数料の率)

第56条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料は、卸売金額に卸売業者が定める率（以下「委託手数料の率」という。）を乗じて得た金額とする。

2 卸売業者は、委託手数料の率を定め、又は変更しようとするときは、規則で定めるところによりあらかじめ市長に届け出なければならない。

3 委託手数料の率を定める対象その他必要な事項は、規則で定める。

4 卸売業者は、規則で定める期間は、委託手数料の率を変更することができない。ただし、第7項の規定により市長が委託手数料の率の変更を命じたとき、又は特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 卸売業者は、第2項の規定により委託手数料の率を届け出たときは、その委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所における掲示等の方法により、委託者に周知しなければならない。

6 市長は、第2項の規定による届出を行う卸売業者に対し、届出に係る委託手数料の率が卸売業者の財務及び業務の運営に与える影響その他必要な事項について説明を求めることができる。

7 市長は、委託手数料の率が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるとき、その他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の率の変更を命ずることができる。

(委託手数料の率)

第56条 卸売業者が、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料は、卸売金額に取扱品目ごとに次に掲げる率以内において規則で定める率を乗じて得た金額とする。

(1) 野菜及びその加工品（つけ物を除く。） 100分の8.5

(2) 果実及びその加工品 100分の7.0

(3) 生鮮水産物及びその加工品 100分の5.5

(4) 市長が規則で定めるその他の加工食料品 100分の5.5